

無担保リフォームローン

2022年10月3日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> • 無担保リフォームローン
2. ご利用いただける方	<p>次のすべての条件を満たす方といたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • お借り入れ時の年齢が満18歳以上で、最終ご返済時の年齢が満80歳未満となる方（3大疾病保障特約付団信又は就業不能・3大疾病団信をご利用の場合は、お借り入れ時の年齢が満18歳以上満51歳未満の方）。 • 直近の勤務実績が2年以上（自営業者の方は、業歴2年以上）ある方。 • 直近2年間の年収平均が200万円以上で、安定した収入の見込まれる方。 ※年収については、同居するご家族の年収を加算することができますが、加算額には限度がございますので、詳しくは当金庫窓口へお問い合わせください。 • 団体信用生命保険、3大疾病保障特約付団信又は就業不能・3大疾病団信への加入ができる方。 • 次のいずれかのうち2項目以上をご契約いただいている方、又は新たにご契約いただける方。 ①五大公共料金（電気・電話・ガス・水道・NHK）のうち1項目以上、②給与振込、③税金の自動振替（固定資産税、自動車税等）、④WEBバンキング • 当金庫の会員となれる方。（詳しくは当金庫窓口へお問い合わせください。）
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> • お申込人さま、又はお申込人さまと同居するご家族（親族）が所有（共有を含む）する住宅の増改築・リフォーム資金
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> • 500万円以内
5. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> • 10年以内
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> • 固定金利 • 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 • 3大疾病保障特約付団信又は就業不能・3大疾病団信にご加入される方は、保険料分としてご融資利率に年0.2%上乗せいたします。
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> • 毎月元利均等返済又は元金均等返済とし、ボーナス月増額返済も併用できます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資額の50%までとします。
8. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> • 次の方の連帯保証が必要となります。 借入申込人の法定相続人1名以上（配偶者の方は必須となります。） なお、ご融資対象物件の所有者及び収入合算者の方は、連帯保証人となります（必須）。 • 担保は、原則必要ありません。 ※お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。審査結果によっては、担保設定が必要となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
9. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> • 繰上返済を行う場合は、次の手数料が必要となります。 一部繰上償還（1回あたり） 3,300円、全額繰上償還 5,500円 ※上記金額には消費税が含まれています。 ※ご融資残高が10万円以下のお借り入れに対する繰上償還は、手数料無料となります。 • 担保設定が必要となる場合は、所定の不動産担保事務取扱手数料が必要となります。 詳しくは当金庫窓口へお問い合わせください。

《裏面に続く》

<p>10. 苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>11. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。 ・ 現在のご融資利率やご返済額の試算等につきましては、当金庫本支店にお問い合わせください。

